

第4編 ちゅうがっこうにゅうがくじゅん び 中学校入学準備のために

中学校入学準備のために

せいかつ ほ ご ほう せいかつ ふ じょ いち じ ふ じょ し きゅう
生活保護法による「生活扶助（一時扶助）」【支給】

ない 内	よう 容	生活保護を受給されている世帯のお子さんが、中学校（義務教育学校の後期課程、特別支援学校中学部及び中等教育学校の前期課程（保護の実施機関が就学を認めた場合に限る。）含む。この頁において同じ。）への入学準備に必要な費用（学生服・カバン・靴等の購入費）を支給します。																																										
たい 対	しょう 象	しゃ 者	生活保護を受給されている世帯のお子さんで、来年度中学校に入学される方																																									
し 支	きゅう 給	がく 額	○生活保護法の「生活扶助（一時扶助）」 <table><tr><td>区 分</td><td colspan="2">内 容</td><td>支給額</td></tr><tr><td>入学準備金</td><td colspan="2">入学時の学生服、カバン、靴等</td><td>81,000円以内</td></tr></table> 【参考】入学準備金以外に、生活保護法による「教育扶助」（P.31）として下の表の経費が支給されます。 <table><tr><td>区 分</td><td colspan="2">内 容</td><td>基準額</td></tr><tr><td>基準額</td><td>【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、書道道具、裁縫道具、体育用靴等の購入費</td><td>【その他の教育費】校外活動費、通学用靴、上履き、帽子等の通学用品等の購入費</td><td>月額5,100円</td></tr><tr><td>学級費等</td><td colspan="2">学級費、生徒会費、PTA会費等</td><td>月額1,000円以内</td></tr><tr><td>教材代</td><td colspan="2">正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するもの（副読本的図書、ワークブック、和洋辞典、楽器）の購入費、正規の教材の利用に必要な額（ICTを活用した教育にかかる通信費）</td><td>実費支給</td></tr><tr><td>学校給食費</td><td colspan="2">保護者が負担する学校給食費</td><td>実費支給</td></tr><tr><td>校外活動参加費</td><td colspan="2">宿泊費、施設利用料、交通費等</td><td>実費支給</td></tr><tr><td>通学交通費</td><td colspan="2">通学に必要な最小限度の額</td><td>実費支給</td></tr><tr><td>学習支援費</td><td colspan="2">課外クラブ活動費</td><td>実費支給 （年間上限額 59,800円以内）</td></tr></table>		区 分	内 容		支給額	入学準備金	入学時の学生服、カバン、靴等		81,000円以内	区 分	内 容		基準額	基準額	【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、書道道具、裁縫道具、体育用靴等の購入費	【その他の教育費】校外活動費、通学用靴、上履き、帽子等の通学用品等の購入費	月額5,100円	学級費等	学級費、生徒会費、PTA会費等		月額1,000円以内	教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するもの（副読本的図書、ワークブック、和洋辞典、楽器）の購入費、正規の教材の利用に必要な額（ICTを活用した教育にかかる通信費）		実費支給	学校給食費	保護者が負担する学校給食費		実費支給	校外活動参加費	宿泊費、施設利用料、交通費等		実費支給	通学交通費	通学に必要な最小限度の額		実費支給	学習支援費	課外クラブ活動費		実費支給 （年間上限額 59,800円以内）
区 分	内 容		支給額																																									
入学準備金	入学時の学生服、カバン、靴等		81,000円以内																																									
区 分	内 容		基準額																																									
基準額	【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、書道道具、裁縫道具、体育用靴等の購入費	【その他の教育費】校外活動費、通学用靴、上履き、帽子等の通学用品等の購入費	月額5,100円																																									
学級費等	学級費、生徒会費、PTA会費等		月額1,000円以内																																									
教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するもの（副読本的図書、ワークブック、和洋辞典、楽器）の購入費、正規の教材の利用に必要な額（ICTを活用した教育にかかる通信費）		実費支給																																									
学校給食費	保護者が負担する学校給食費		実費支給																																									
校外活動参加費	宿泊費、施設利用料、交通費等		実費支給																																									
通学交通費	通学に必要な最小限度の額		実費支給																																									
学習支援費	課外クラブ活動費		実費支給 （年間上限額 59,800円以内）																																									
と 問	あわ い	さき 合	くわしくは、お住まいの地域の福祉事務所（P. 4）にお問い合わせください。																																									
び 備	こう 考	特別支援学校に在学され、就学奨励費（P.34）の支給を受けられる方については、区分により、支給額が調整される場合があります。																																										

※表中の金額は令和5年3月現在のもので、変更となる場合があります。

中学校入学準備のために

ぼ し ふ し か ふ ふく し し きんか しつけ きん しゅうがく し たく し きん
母子父子寡婦福祉資金貸付金「就学支度資金」【無利子貸付】

ない 内	よう 容	母子家庭や父子家庭のお子さんが、中学校（義務教育学校の後期課程及び特別支援学校中学部含む。）に入学される際に必要な衣服、靴等の購入費用をお貸しします。		
たい 対	しょう 象	しゃ 者	京都府内（京都市を除く。）に居住されている母子家庭の母や父子家庭の父で、来年度中学校（義務教育学校の後期課程及び特別支援学校中学部含む。）に入学されるお子さんを扶養されている方	
かし 貸	つけ 付	がく 額	子ども1人につき81,000円以内	
しん 申	せい 請	じ 時	き 期	入学前
かし 貸	つけ 付	じ 時	き 期	貸付決定後、借用書の提出が確認され次第、口座に振り込みます。
しん 申	せい 請	て 手	つづ 続	※申請前に必ず、お住まいの地域の府保健所（P. 2）にご相談ください。 申請書に必要な事項を記入し、次の①～⑦の書類を添付して、お住まいの地域の府保健所に提出してください。 ① 就学通知書及び必要経費が書かれた書類 ② 戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書 ③ 世帯全員の住民票（記載事項に省略のないもの） ④ 印鑑登録証明書 ⑤ 扶養の事実についての証明書 ⑥ 所得を証明する書類 ⑦ 所定の誓約書兼同意書 ▶申請書は、保健所で配布しています。
と 問	あわ い	さき 合	せ 先	くわしくは、お住まいの地域の府保健所（P. 2）にお問い合わせください。
び 備	こう 考			

※表中の金額は令和5年3月現在のものです、変更となる場合があります。